

## 1 - (7) 清酒の認証基準

制 定	平成 14 年 8 月 16 日	農産第 2114 号
一部改正	平成 16 年 11 月 30 日	消流第 1219 号
一部改正	平成 21 年 11 月 25 日	農安第 1897 号

### 1 適用の範囲

本県に本社を置く食品製造業者が、県内の工場において製造した「清酒」について適用する。

### 2 定義

この基準において「清酒」とは、酒税法（昭和 28 年 2 月 28 日法律第 6 号）第 3 条第 3 号に定める清酒をいう。

### 3 使用原材料

米は、石川県内で栽培され、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）により 3 等以上に格付けされた精白米を使用すること。

### 4 品質基準

品質及び表示の基準は、石川県ふるさと食品認証要領取扱規則第 2 によるもののほか、清酒の製法品質表示基準（平成元年 1 月 22 日国税庁告示第 8 号）に定める特定名称の清酒（「吟醸酒」、「純米酒」又は「本醸造酒」）の製法品質の要件に該当すること。

### 5 表示事項

表示は、清酒の製法品質表示基準及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年 2 月 28 日法律第 7 号）に基づくこと。

- (1) 名称
- (2) 特定名称
- (3) 原材料名
- (4) 内容量
- (5) アルコール分
- (6) 製造時期
- (7) 製造者の氏名又は名称及び住所

(8) 生酒の場合、保存又は飲用上の注意

(9) 原料米の品種名、貯蔵年数、原酒、生酒、生貯蔵酒、生一本及び樽酒等の「任意記載事項」

(10) 未青年の飲酒防止に関する事項

## 6 特別表示事項及びその表示方法

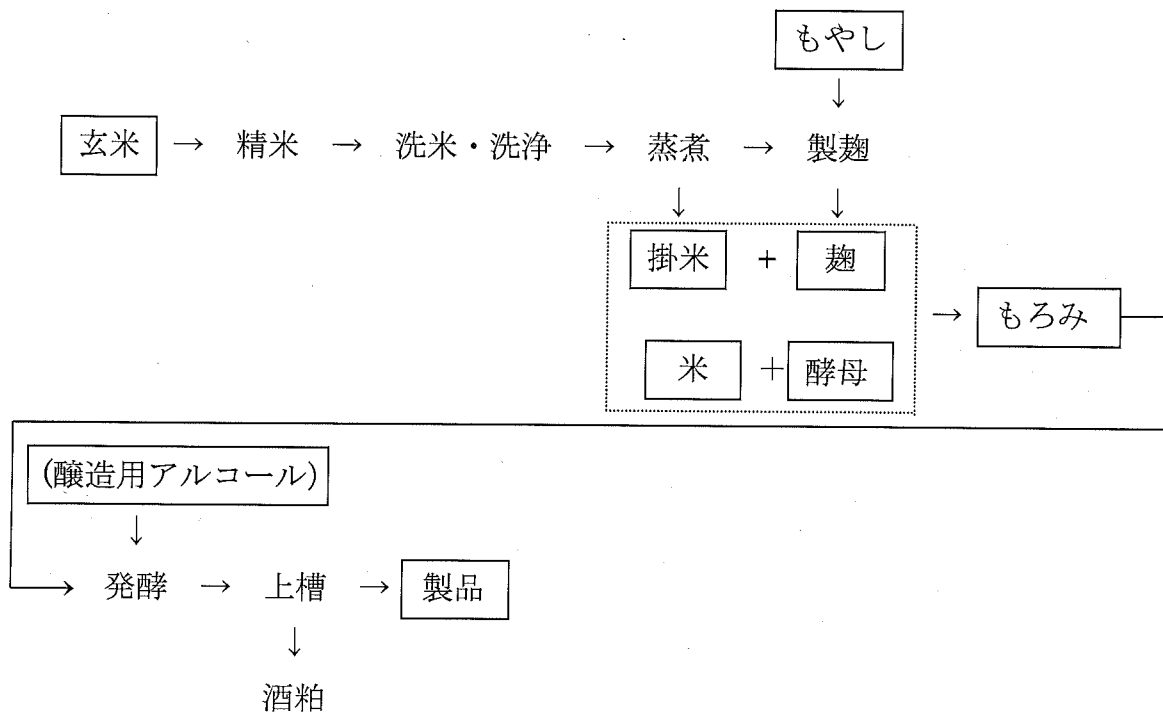
一括表示事項外に認証マークを表示するとともに、「石川県産米使用」等石川県産の米を使用した旨を記載することができる。

## 7 製造管理基準

### (1) 製造管理

基本的な技術又は技法によって製造したもので、食品としての安全性が確保されていること。

(参考)基本的製造工程



### (2) 管理基準

ア 製造工場ごとに食品衛生に関する責任者（食品衛生責任者）を置き、衛生管理に努めていること。

イ 製造工場ごとの製造基準に基づき製造管理の適正化を図ること。

ウ 製造工場ごとの品質基準に基づき品質管理に努めること。